

大日本私立衛生会とその「支会」

小 島 和 貴

- 1 はじめに
- 2 近代日本の衛生行政論と「私立衛生会」
- 3 大日本私立衛生会規則の制定
- 4 大日本私立衛生会支会規則の制定
- 5 おわりに

1 はじめに

明治四年の岩倉遣外使節団への随行に伴い、医学教育制度等の調査にあたった長与専齋は西洋には *Gesundheitspflege* 等の言葉で進められるものがあるとして関心を持つようになる。⁽¹⁾ 長与のミッションは日本の医学の西洋化を進めるための情報の収集であったが、同使節団に随行する以前より肥前大村の地で種痘に尽力した祖父である俊達の取り組みや大阪の適塾、長崎の養生所等での学びを通じて西洋への素養をもっていた長与に

とって、日本の西洋医学の進展や西洋医の排出はある程度は立てることのできるように思われた。⁽²⁾ しか
 その一方で、*Gesundheitspflege* 等の取り組みは「創新」の事業として当たらなければならぬとの判断をし、
 日本への導入を決意した。⁽³⁾

西洋調査から帰国後、文部省医務局長に就任した長与は医制の制定を実現し、翌年には文部省から内務省への
 衛生事務の移管に伴い自身もその責任者として内務省にて陣頭指揮をとることとなり、*Gesundheitspflege* 等の
 活動を「衛生」と表現した長与にあつて、同事務を所管する部局を衛生局とし、初代内務省衛生局長に就任した。
 長与の活動により近代日本への「衛生」の普及が促進されていくことになるが、⁽⁴⁾ ここでの含意は健康のための取
 り組みを行政活動の中に包摂することに貢献したということであろう。⁽⁵⁾

衛生局長に就任した翌年には米国の衛生行政を見聞する機会をもち、帰国後、大久保利通内務卿に自らの衛生
 行政構想を提出する。明治一〇年のことであつた。この時の建言書は長与専齋の「衛生意見」として知られるも
 のであり、⁽⁶⁾ 笠原英彦の精力的な研究によりその意義の解明が進められた。⁽⁷⁾

長与が「衛生意見」を提出した年は日本でコレラの流行も観察された。明治期では最初のコレラの流行であり、
 内務省衛生局はのちに「虎列拉ノ流行ニ遭遇シ全局ノ力ヲ挙ケテ其防禦及ヒ撲滅ニ従事ス亦殆ト他ノ事務ヲ拡充
 整理スルノ暇ナシ」と記録するほどこれへの対応に忙殺される。⁽⁸⁾ さらにその二年後には再びコレラは流行するが、
 この機において衛生行政改革が進められると、行政組織の拡充や法規の制定がなされた。

ただ長与はこれに満足することはなかつた。人々の感染症対策に向けた意識と内務省の理解とが必ずしも一致
 しない局面が目についたためである。そこで長与は「健康保護」を図るべく大日本私立衛生会に見られる「私立
 衛生会」の活動に本格的に取り組むようになっていった。⁽⁹⁾

近年の研究では、名古屋時代の後藤新平の活動を踏まえた「私立衛生会」の解明が進められているが、大日本⁽¹⁰⁾

私立衛生会やその「支会」の創設に向けた取り組みについては必ずしも明らかとはなっていない⁽¹¹⁾。そこで本稿では長与専斎や後藤新平などの衛生行政論を確認しながら、内務省衛生行政の形成過程における「私立衛生会」創設の意義に接近を試みるものである。

2 近代日本の衛生行政論と「私立衛生会」

長与は、*Gesundheitspflege* 等の言葉で示される西洋の活動を「衛生」とし、当該事務を所管する部局を「衛生局」とした。そしてここでの活動を医学等学術を「政務的に運用」して、地方行政及び警察行政と連携しながら「人生の危害を除き国家の福祉を完うする所以の仕組」であり、「日常百般の人事に涉りてその範囲きわめて広いことに着目する⁽¹²⁾。西洋調査から帰国し実現した明治七年の医制には「全国ノ医政ハ之ヲ文部省ニ統フ」(第一条)と見え、政府が健康にかかわりをもつことの正当性をここに明らかにした。

明治一〇年の「衛生意見」では「介達衛生法」と「直達衛生法」の二つの視点より今後の日本の衛生行政形成に向けた私案が綴られ、「衛生取締⁽¹³⁾」の設置の必要性が強調される。「衛生取締」のような組織は「医務取締」として医制でも見え、「地方ノ医師及ビ薬舗主家畜医等」から選出され「衛生局地方官ノ差図ヲ受ケ部内日常ノ医務ヲ取扱」うとなっていた(第七条)。長与は「衛生意見」でも内務省と人々を媒介する組織的な取り組みの必要性を認め、明治一〇年の建言では衛生行政は「衛生取締」の設置なくしては成立し得ないとした⁽¹⁴⁾。

直達衛生法ハ各地方ニ衛生取締ナルモノアリテ政府ノ主旨ヲ確認シ地方ノ情況ヲ酌量シ周旋施行スルニ非ザレバ畜ニ其益ナキノミナラス或ハ繁冗苛察ニ涉リ反テ人民ノ困惑ヲ招クノ恐れアルガ故ニ七年医制許可ノ初メ先ヅ之ヲ三府ニ頒布

シ知事ニ面議シテ施設ノ緩急順序ヲ謀リ医務取締(即衛生取締ニシテ管内医師ノ名望アルモノヲ用ヒ或ハ区戸長ヨリ兼勤セシム)ヲ置ク……(中略)……凡ソ各般衛生ノ直達法ハ衛生取締設置ノ後ニ非ザレバ完備スル能ハズ

医制第一条で政府に認めた権能を背景として警察行政と地方行政、そして「衛生取締」を活用することで国民の健康の実現が果たされるとする構想である。長与は実際に内務卿への建言を実行することで自身の構想の実現を図ったのであるが、この長与の構想を結果的に後押しするような効果を持つのが明治一〇年から流行するコレラであった。

明治一〇年に続き流行した明治一二年のコレラの際にはそれまでの経験を踏まえて対策を立てることが叶い、同年七月には内外の医師を集めて中央衛生会を設置するに至る。衛生行政は医学等學術の「政務的運用」であるとする長与の構想の一部が具体化された瞬間であった。さらにコレラ被害は内務省衛生行政改革を推し進め、同年の暮れには地方長官の諮詢に応えるべく地方衛生会が設置される。中央衛生会および地方衛生会はスタッフ系の組織であるが、⁽¹⁵⁾ライン系の組織改革も進み、府県には衛生課、町村には衛生委員の設置がなされた。⁽¹⁶⁾

今般地方庁中衛生課設置ニ付テハ郡区中ニ主務相定メ担当可為致候得共町村内ニ於テ實際人民ニ接シ致世話候者無之テハ日常民間ノ実況ニ就キ行ハレ兼候場合モ不少ニ付更ニ町村ノ公撰ヲ以テ衛生委員ヲ設ケ別冊ノ条項ニ準拠シ戸長ヲ助ケテ該町村衛生ノ事務為取扱可申此旨相達候事

別冊「町村衛生事務条項」に見える「飲水、氷、牛乳ノ善悪其他飲料ノ腐敗贗造等ニ注意スル事」(第四条)、「虎列刺、腸壺扶私、発疹壺扶私、痘瘡、麻疹、実扶の里亜、赤痢等伝染病アリ医師ヨリ申出ルトキハ直ニ之ヲ郡区長ニ通知シ速ニ予防法ニ取掛ル事」(第八条)、「人家稠密ノ町村ニ於テハ避病院ノ場所ヲ見定メ患者死者取

扱ノ当否ニ注意シ患者ノ出入全治死亡等ヲ日々郡区長ニ申出ル事」(第九条)、「町村内ノ未タ種痘セサル者ヲ取調普ク種痘セシムル様尽力スル事」(第十条)、「衣食住其他習俗ノ健康ヲ害スヘキモノニ注意シ郡区長ニ通知シテ改良ノ見込ヲ立ル事」(第十四条)などについて、衛生委員は内務省および地方長官等と住民とを媒介する役割を持つ。長与の「衛生取締」構想は衛生委員として実務上において具現化されたといえよう。

長与は西洋諸国の諸制度を調査する中で人々の疾病予防等に注目し、これに取り組むための仕組みづくりを奔走していたのであるが、ほぼ時を同じくして愛知県名古屋の地でやはり病氣等にならないための取り組みに関心を示しこれの実現のために精力的に活動したのが後藤新平であった。

奥州水沢から須賀川に転じ医学を学んだ後藤は、医師として活躍の場を見出すべく愛知県病院に赴任する。⁽¹⁷⁾明治九年のことであり、ここでお雇い外国人として名古屋にいたローレッツやその訳官の司馬凌海の影響を受けながら疾病等治療のための医学のみならず、疾病等予防のための取り組みに関わるようになったのである。⁽¹⁸⁾後藤は後者を「衛生警察」と表現し、明治十一年の「健康警察医官ヲ設クベキノ建言」(明治十一年一〇月)⁽¹⁹⁾や「愛知県ニ於テ衛生警察ヲ設クベキノ概略」(明治十一年一二月一〇日)⁽²⁰⁾に見えるように、その実現を試みた。前者はローレッツの構想に対する後藤の理解であり、「猪鹿田圃ニ闖入シテ弓箭ヲ製シ、干戈辺陲ニ起リテ彈藥ヲ造クルニ異」⁽²²⁾らないといった状況を回避するべく「健康警察医官」を設置することが必要であるとした。後者は長与専齋内務省衛生局長に向けて用意されたものであった。

「健康警察医官ヲ設クベキノ建言」では「略欧州ノ医学ニ通曉スル者ニシテ、人民及病院ヨリ其給料ヲ教頭ノ下命ニ随イ、而シテ病院内ノ一局ニ於テ、一小吏(筆算ニ従事スル者)ト共ニ職ヲ奉ズル者」を「健康警察医官」とし、この「医官」は「諸多ノ県下医士ト親睦ニ交際」し、「一種特異ノ疾患発生スルトキハ、其何物タルニ拘」わらずその記録の作成に携わり、「疾病ノ療法等ヲ協議」し、各地の「医士」や「人民」に「療法及予防法」を

知らせるなど、「官民相互ノ間ヲ斟酌シテ良策ヲ運」すことに貢献するとされた。⁽²³⁾

「健康警察医官ヲ設クベキノ建言」を安場保和愛知県令に提出すると、その年の十一月には「衛生事務取調」のため後藤は上京する。⁽²⁴⁾ この時の出張では東京や神奈川の健康への取り組みについて視察し、加えて内務省訪問に際しては「衛生警察」を話題として長与専齋と会談する機会となった。そして「衛生警察ヲ設クルノ可否ヲ衛生局ニ問ウ局長長与君該挙ヲ可トシ、談論ノ末、概旨ヲ書シ差出スベシ」⁽²⁵⁾とのことから提出されたのが「愛知県ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」であった。⁽²⁶⁾ 後藤はここにおいてローレッツとの対話によって理解を深めた「衛生警察」の近代日本における必要性を再び提起した。

「愛知県ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」において後藤は「衛生警察」の効果を上げ、「管下医輩ヲシテ衛生ノ本体ヲ知り、各自ノ職分ヲ尽」し、「人民ニ健全保護ノ福祉ヲ得」ることとするが、ここでの事務は「急務」と「向來ノ緩挙」より大別することができるとして「第一期衛生警察的行政」と「第二期衛生警察的行政」の視点より自身の構想を実現しようとする。この建言については『決定版』正伝 後藤新平⁽²⁷⁾等において既に紹介されており、ここで要点のみ確認するならば「第一期衛生警察的行政」では「健康警察医官」を設け人選を進めること、「区医官」を設け従前の「医務取締」の職務のほか「救恤医官」を兼務し「貧民ノ施治」を担当させること、「医事ニ関スル諸年月表ヲ製」すること、「新鮮ノ良生徒」を教育すること、「健康警察学ノ要旨」を関係者に広めること、「汚水ヲ清潔」にすること、「團厠ノ建築ヲ改正」することなどが求められ、「第二期衛生警察的行政」では「各郡ニ警察医政」を布くこと、「貧院及授産法」を用意すること、「医学会社及演舌会」を設けること、「棄児養育場ヲ設」けることなどが取り上げられていた。

長与専齋は医制の制定、「衛生意見」、中央衛生会や府県の衛生課の設置などに見られる衛生行政改革を通じて「健康保護」を進めようとし、後藤新平は「衛生警察」を活用することでそれへのアプローチが可能と考えた。

この両者に通底するのは感染症対策等における医学等学術上の知見と政府の権能であり、これを実施しようとする時に登場する行政組織の存在である。そこで「衛生警察」のための行政組織の拡充を目指すべく「健康警察医官」などの設置のために後藤は尽力していたのであるが、その効果を社会に及ぼすべく奔走することも忘れてはいなかった。鶴見祐輔によれば「衛生ノ道ヲ拡張セント欲スルトキハ、唯之ヲ官ニノミ委ネズ、有志団結シ相謀ルニアリ」との視点も持ち合わせていたというのである⁽²⁸⁾。確かに「健康警察医官」の設置などを求めながらも、「第二期衛生警察的行政」では「医学会社及演舌会」の実現を必要としており、東京出張より名古屋に戻ると「有志団結シ相謀」るべく「愛衆社」の立ち上げに力を入れるようになっていった⁽³⁰⁾。

明治一三年二月、名古屋東本願寺別院を会場として開催された第一回愛衆社私立衛生会に臨んだローレツツは、⁽³¹⁾後藤の活動を「本県（愛知県―筆者注）ノミナラス全国人民ニ及ホシ政府ノ為メニ後來甚タ布益ノ会社トナランコトヲ冀望」するとしてこれの全国化の可能性について取り上げた⁽³²⁾。後藤も、明治十一年の東京出張においてすでに内務省との関係をもつことができたものの、これにとどまらず「榮譽社員」として長与専齋を迎えること⁽³³⁾で「愛衆社」の活動を名古屋に限定したものとするのではなく、中央との関係性の中に同会の意義を見出そうとしていた。

加えて「衛生普及ヲ企図スルガ為」に地方衛生会へ建議をすることで同会に参加する「社員」の要望あるいは実情等を政策に結び付けることも後藤は視野に入れていた⁽³⁴⁾。明治一四年に「愛衆社」において取りまとめた「地方衛生会報告法ヲ設クヘキノ建議案」では、「元來衛生ノ普及ハ人民ノ智識ト富饒トニ在ルカ故ニ此両点ニ就テ並行セザレハ其法（衛生法―筆者注）善且美ナリト雖モ翻テ此民ヲ戕害スルニ至」ることから「衛生」の成否には人々の理解が重要であることを強く認めてもいたのである。「健康保護」に関心を持つ人々が「衛生警察」に理解を深めることでこれが社会の側で受容され、その効果を発揮することを予定するとしたのであり、この後藤

の立場からすれば「愛衆社」は「衛生警察」が人々の利益をくみ取り、同時に人々もそれとの協働を実現するための社会的な装置であった。

「愛衆社」を通じて自身の「衛生警察」の構想を後藤は実現しようとする。ここに至ると後藤の政策形成とその推進者としての側面が認められるようになっていたのかもしれない。

3 大日本私立衛生会規則の制定

「私立衛生会」の活動については後藤のみならず明治一四年ごろには長与とともに内務省の衛生行政に取り組む柴田承桂などにも認められ、その立ち上げの準備が進められていた。内務省において長与を支えた太田実は「創立事務ノ報道」を通じて、明治一六年二月一日には先の柴田承桂など数名により「私立衛生会」立ち上げに向けて規則案が準備され、一二日には「首唱者会」によりこれが「商議」され、そして一八日、「大日本私立衛生会の創立」として公にされたことを伝えている。⁽³⁶⁾

明治一六年二月は、長与が内務省諮問会を開催している時でもあった。⁽³⁷⁾ 内務省の衛生行政には地方行政が重要となることから、明治一六年二月六日～二二日にかけて内務省の方針や衛生行政に関する情報の共有を図るなどするため、地方の衛生事務担当者等を東京に招集し諮問会を開催していたのであるが、「私立衛生会」を創設するということの文脈においては「本年二月十八日本会（大日本私立衛生会―筆者注）規則ヲ世ニ公ニスルヤ当時恰モ好シ内務省ニ於テ各地方衛生官吏病院院長等ヲ東京ニ招集シテ衛生諮問会ヲ開カレタル時ナリキ」とあるように、この諮問会が開催されていたことは「私立衛生会」立ち上げを指す長与らにとっても都合がよかったようである。⁽³⁸⁾ そしてこの諮問会閉会後の二月二六日には「大日本私立衛生会の創立」として知らされていた同会の「規則

書」が頒布される運びとなった。その数「数千部」に及んだという⁽³⁹⁾。従前、明治一六年二月に作成された「規則書」については等閑に付されてきたが、長与らの取り組んだ「私立衛生会」の組織や活動等を知るためには無視できないものであることから、以下、東京大学近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫所蔵『大日本私立衛生会規則』を用いながら考察を加えてみよう⁽⁴⁰⁾。

『大日本私立衛生会規則』では新たな「私立衛生会」創設の経緯を以下のように説明する。⁽⁴¹⁾

我政府ハ夙ニ茲ニ察セラルル所アリ中央衛生会ヲ開キテ内務卿ノ諮詢ニ供シ地方衛生会ヲ置キテ地方官ヲ輔翼セシメ其他衛生事務ノ為メニ施設セラルル所幾ント遺算ナキカ如シト雖モ未タ民間ニ於テ衛生ノ公会ヲ開キ以テ公衆ノ健康ヲ保持スルノ道ヲ講スル者アルヲ聞カス偶々之アルモ僅カニ一地方ニ偏依シ未タ全国ニ貫通スルノ利益ヲ謀ル者アラサルハ亦明時ノ一大欠典ナリト謂ハサルヲ得ス

ここでは明治一二年の衛生行政改革の成果や後藤新平が始めた「愛衆社」に見えるような地方の「私立衛生会」の活動を評価するも、「民間ニ於テ衛生ノ公会ヲ開キ以テ公衆ノ健康ヲ保持スルノ道ヲ講スル者アルヲ聞カス」とする現状に対してこの「私立衛生会」は「一地方ニ偏依」した活動に終始することなく「全国ニ貫通スルノ利益ヲ謀ル」べく創設されるものとした。

先の太田の指摘にあるように明治一六年二月一二日に同会規則の「商議」が持たれた際、『大日本私立衛生会雑誌』では池田謙斎、芳川顕正、戸塚文海、渡邊洪基、松本順、安立利綱、三間正弘などを「首唱者」として伝えるが⁽⁴²⁾、『大日本私立衛生会規則』ではさらにこれを支持した「首唱者総代」について記録していた⁽⁴³⁾。以下、いかなる立場の者が長与の活動を支持し、これに賛同したのかを確認してみよう。

池田謙齋、石黒忠恵、長谷川泰、細川潤次郎、戸塚文海、渡邊洪基、香川敬三、樺山資紀、芳川顕正、高木兼寛、田代基徳、長与専斎、宇都宮三郎、九鬼隆一、松本 順、松山棟庵、安立利綱、佐野常民、三宅 秀、三間正弘、品川弥二郎、白根専一、土方久元

これには長与も名を連ねていた。そして従前より内務省衛生行政や長与の「私立衛生会」の活動に関りが深いとされてきた池田謙齋、石黒忠恵、長谷川泰、芳川顕正、高木兼寛、松山棟庵、佐野常民、三宅 秀、白根専一、田代基徳⁽⁴⁴⁾や先の『大日本私立衛生会雑誌』において伝えられる海軍軍医の戸塚文海⁽⁴⁵⁾、外務省での働きや後に帝国大学総長に就任すること知られる渡邊洪基⁽⁴⁶⁾、幕末から明治初期の医学の振興をリードし陸軍軍医として影響力を有する松本順⁽⁴⁷⁾、警察行政の一翼を担い後に福井県知事に転出する安立利綱⁽⁴⁸⁾、憲兵の形成に与る三間正弘⁽⁴⁹⁾に加え、陸海軍や警察の実務に影響力をもつ樺山資紀⁽⁵⁰⁾、宮内省の実務に通じる香川敬三⁽⁵¹⁾、内務省や農商務省の実務を担っていた品川弥二郎⁽⁵²⁾、内務省衛生行政の文脈では中央衛生会長としての活動で知られる細川潤次郎⁽⁵³⁾、内務省の実務を担い後に「衛生生」という言葉をきくと長与専斎を思い出す⁽⁵⁴⁾との指摘で知られる土方久元⁽⁵⁵⁾、そして福沢諭吉や慶應義塾にゆかりのある者たちで、工部省において化学の知識が豊富な宇都宮三郎⁽⁵⁶⁾や文部省に出仕した九鬼隆一⁽⁵⁷⁾が「首唱者総代」であり、陸海軍軍医や内務・警察官僚のみならず、文部省や宮内省に通じる官僚、そして化学の専門家などにより新たに「私立衛生会」を創設することが支持されたのである。阪上孝は、「『私立』と銘打たれているけれども、幹部は内務省衛生局の高級官僚や陸海軍の軍医や医科大学教授で占められていたから、実際は『半官半民』の組織だった」と指摘する⁽⁵⁸⁾が、同会は規則制定に向けて動いた「首唱者総代」から見ても「官」主導による「民」との協調を目指すものであったといえよう。ただ、これまでの理解に比し、これへの支持はより幅広い層からのものであったことも注目される。

明治一六年二月に明らかにされた新たな「私立衛生会」の規則は、全四二条、「第一章 目的」、「第二章 名称」、「第三章 位置」、「第四章 会員」、「第五章 名誉会員」、「第六章 役員」、「第七章 審事委員」、「第八章 集会」、「第九章 通信」、「第十章 会計」、「第十一章 雑件」よりなる。『大日本私立衛生会雑誌』第四一号以降を見れば同会規則「摘要」に触れることができ、その目的など一部の情報を知ることが可能となる。すなわちその目的とは「全国人民ノ健康寿命ヲ保持増進スルノ方法ヲ討議講明シ一ニハ衛生上ノ智識ヲ普及シ一ニハ衛生上ノ施政ヲ翼賛」することであり、会員は「本会ノ目的ヲ賛成履行セント欲スル者ハ何人タリトモ会員トナルコトヲ得」、そして「会員タラント欲スル者ハ其姓名族籍職業現住所ヲ記シタル書面ヲ本会事務所ニ送致シ本会ノ諦認書ヲ受」けることが求められ、「本会発行ノ雑誌及ヒ報告ヲ無費ニテ受」けることができた。加えて總會及び常会のこと、通信のこと、会計のことについても会員に向けて情報が提供されている。總會については「総会員ヲ会シ会頭其議長トナリ毎年五月中開設」することとし、常会については「常会ハ在京ノ会員ヲ会シ副会頭其議長」となり「毎月末土曜日午後」に予定されること、「通信規則」として「意見書質疑書」は「本会事務所」まで送付すること、「会員タル者ハ常ニ衛生上諸般ノ景況ニ注視シ本会ノ参考トナルヘキモノハ事ノ細大ヲ問ハス勉メテ之ヲ通信スル」ことが求められていた。「会計規則」では、会費は「一ヶ年金二円」であること、「一時二金二十円以上ヲ出ス者」は以後の月会費が免除されることとなっていた。

長与らの立ち上げた「私立衛生会」の目的等はこのように「摘要」を通じて従前知られてきたものの、「名称」、「名誉会員」、「役員」、「審事委員」等のことについては明らかにならず、これらの情報は『大日本私立衛生会規則』にて確認することができるのである。

明治一六年二月に新たな「私立衛生会」に向けて「首唱者総代」の名をもって用意された「規則」では、その第二章「名称」において同会の名称は「本会ヲ名ケテ大日本私立衛生会トス」（第二条）として、ここに長与ら

は「私立衛生会」の名称を「大日本私立衛生会」であると宣言した。そして同会には「摘要」で取り上げられた「会員」のみならず、「名誉会員」が設定され「学術或ハ名望アル内外国人ニシテ本会ノ目的ニ補益アリト認ムル者ハ名誉会員」とすること（第一三条）、「名誉会員タル者ハ事ノ細大ヲ問ハス常ニ本会ノ目的ヲ翼賛スル」とされていた（第一四条）。同会の「役員」については会頭以下次の通りであった（第一五条）。

会頭	一名
副会頭	一名
幹事	十名
書記	無定員

「会頭」は「本会ヲ総理シ總會ノ議長」となること（第一六条）、「副会頭」は「会頭ヲ輔弼シ会頭事故アルトキハ其代理トナリ且常会臨時会ノ議長」となること（第一七条）、「幹事」は「本会ノ事務ヲ分担シ副会頭事故アルトキハ参会員ノ投票ニ因テ常会臨時会ノ議長トナルコトヲ得」とされた（第一八条）。「書記」は「幹事ノ指揮ヲ受ケ議長ノ筆記雑務会計等ノ事」に従事し（第一九条）、「会頭副会頭及ヒ幹事ハ総会員ノ投票ヲ以テ撰挙シ其任期ハ滿ニケ年」であり再選も可能であった（第二〇条）。「書記」は任期はなく会頭が選任することとした（第二一条）。役員報酬はなしとされたが、「臨時酬勞金」を認めていた（第二二条）。

衛生の取り組みは医学等学術の知見を踏まえながら「政務的に運用」することであるとしたのは長与であったが、この「私立衛生会」では「健康保護」のための医学等学術上の知見をより正確に詳しく共有するべく明治一六年二月の時点で以下の領域に対応するべく「審事委員」を置くこともされていた（第二三条）。

公衆衛生科 私立衛生科 学校衛生科 囚獄衛生科 軍陣衛生科 海上衛生科 警察科 職業衛生科 精神衛生科 医学科 薬学科 化学科 嬰兒保育科 疫癘科 統計科 法律科 経済科 土木科 工業科 気象科 地学科 博物科 救済科 獣疫科

「審事委員」は「会頭ノ意見ヲ以テ会員中ヨリ撰任」され、「其人員及ヒ任期」は特に設けられず（第二四条）、
「常ニ其担当セル科目ヲ研究シテ意見ヲ本会ニ提出」し、「会頭ノ照会ニ応シテ各事項ヲ調査」することが求められた（第二五条）。

こうして内務省衛生行政を推進する長与、そしてその支持者たちは医学等學術の専門的知識を活用しながら、「民間ニ於テ衛生ノ公会ヲ開キ以テ公衆ノ健康ヲ保持スルノ道ヲ講スル」ことに決したのである。

大日本私立衛生会の創設に愛知県病院の医師としてではなく内務省衛生局の官僚として接した後藤新平は、これが実現したことに於いて次のように自身の見解を開陳する。⁽⁶¹⁾

十二年春之（「私立衛生会」の創設―筆者注）ヲ有志ニ概シ一百有余名ノ賛成ヲ得テ愛衆社私立衛生会ヲ開ク爾来干今五春秋ニシテ本邦第一ノ都府ニ於テ有名ノ諸家首唱者総代トナリ同主義ノ一大会ヲ設ケラレ不肖モ亦与リテ社員タルコトヲ得加之幹事ノ末位ニ列スルノ榮ヲ辱クセリ

長与たちの実現した「私立衛生会」は後藤にして名古屋で立ち上げた「愛衆社」と「同主義ノ一大会」であり、その全国化であったことがここに明らかになる。また後藤は「首唱者総代」として名を連ねずとも、「社員」、そして「幹事」として長与たちの活動を支えることとなったのであった。長与も「私立衛生会」の活動の意義を認め、以下のように述懐している。⁽⁶²⁾

政府はすこぶる力を尽くして嚴重にかつ周密に（コレラ予防を―筆者注）執り行われけれども、人民はとかくこれを忌み嫌いて隠蔽を事とし、官民の情次第に背馳して睽離の念を生じ、啻に予防のこのみならず、衛生といえることはすべて人民の厭うところとなりて、その發達普及を妨ぐるの虞あり、所詮平押しに表面より攻め付けたりとて無功の骨折りに過ぎず、この際さらに人民の側に立ちてその裏面に立ち入りて懇ろに理義を説き論して迷夢を警醒すべき機関を組織し、以て官民の融和を謀るこそ必要なれ……（中略）……私立衛生会はいかにもして我が社会の幼稚なる衛生思想を大切に保育し恙なくその成長を遂げしむるの任を尽くさん

長与は感染症対策等衛生行政の成果を發揮するためには「健康保護」を図る「官」とこれを受ける「民」の取り組み双方が重要として「懇ろに理義を説き論して迷夢を警醒すべき機関」の実現を求める。後藤や長与は「衛生警察」あるいは行政活動を通じた「健康保護」には人々の理解と協力が必要であるとしたのであり、大日本私立衛生会はこれを推し進めるために新たに立ち上げられたのであった。

4 大日本私立衛生会支会規則の制定

長与等大日本私立衛生会の立ち上げを支持した「首唱者総代」は明治一六年二月に同会規則の制定を実現し公表したが、二ヶ月後には「大日本私立衛生会規則追加」としてその「支会」の規則を明らかにする。⁽⁶³⁾長与専齋は大日本私立衛生会の活動は「本会」と「支会」とによって成り立つという見解を明治一六年五月の大日本私立衛生会第一回総会において披歴するが、⁽⁶⁴⁾かかる長与の構想は明治一六年四月にはすでに大日本私立衛生会規則への

「追加」という形で創設準備が進められていたのであった。

明治一六年四月一〇日、「首唱者ノ公選ヲ以テ仮ニ正副会頭及ヒ監事十名ヲ定メ各種ノ新聞紙ヲ以テ之（大日本私立衛生会の創設―筆者注）ヲ広告」すると、「入会員日ニ益多キヲ加フル」だけでなく各地より「支会開設ノ照会」が続いたことから、四月二〇日、「副会頭幹事等会頭ノ邸宅ニ会議シ支会開設及ビ地方幹事ニ係ル兩項ヲ本会規則ニ追加スルコトヲ議定」し、「時日ヲ移サズ之ヲ会員各位ニ特報」した。⁽⁶⁵⁾ここで「追加」されたのが大日本私立衛生会支会規則である。⁽⁶⁶⁾

第一章 支会

第一条 地方ノ会員ハ其協議ニ因リ支会ヲ置クコトヲ得

第二条 支会ハ大日本私立衛生会何地支会ト称スヘシ

第三条 支会ノ組織及ヒ規則ハ其会員ノ協議ヲ以テ之ヲ定メ本会々頭ノ承認ヲ經テ施行スルモノトス

第四条 支会ハ集会ノ都度其紀事ヲ成ヘク本会ニ報告スルヲ要ス

第五条 支会ノ費用ハ其会員ノ協議ニ任カス

但時宜ニ依リ其幾分ヲ本会ヨリ補助スルコトアルヘシ

第二章 地方幹事

第六条 本会ハ一府県若クハ一國ニ若干名ノ地方幹事ヲ置キ本会ニ関スル庶務ヲ囑托スヘシ

第七条 地方幹事ハ会頭ノ意見ヲ以テ撰定シ其任期ハ二ヶ年トス

第八条 地方幹事ノ事務取扱ニ係ル諸費ハ其実費ヲ本会ヨリ支出スヘシ

明治十六年四月再刊

大日本私立衛生会

この支会規則により、「支会」は地方の会員によって設置されること、名称は「大日本私立衛生会何地支会」と称すること、各支会の規則及び組織は「支会」における協議と「本会」における承認とで決めること、「支会」の「集会記事」は「本会」に「成へく」報告すること、費用は各「支会」の協議により決められるが「本会」からの補助もあること、地方幹事を置き「本会」の「庶務」を担うこと、その幹事の任期は二年とし、「事務取扱ニ係ル諸費」のうち「実費」は「本会」の負担とすることが確認された。

支会規則が追加された翌月、大日本私立衛生会第一回総会が旧明治会堂にて挙行される。会頭に選出された佐野常民は当日欠席ではあったが、その「祝詞」は同会幹事となった石黒忠恵により代読され、ここで「各自ノ健否ハ我国貧富強弱ノ関スル所」であり「衛生ノ道ヲ講シテ疾病ノ患ヲ防」ぐことが肝要であるとした。⁽⁶⁸⁾長与専斎も「祝詞」を述べる中で佐野の見解に賛意を示しながら、人々の健康を保護しようとする際には「公衆衛生」と「各自衛生」があるとした。⁽⁶⁹⁾長与にして「衛生」とは「無病長命ノ方法」であり「一箇人ニ係ルモノ」が「各自衛生」、「公衆ニ関スルモノ」は「公衆衛生」であった。

「各自衛生」は、瀧澤利行が「近世期の養生観とほほ同義」と指摘するように前近代より話題とされた「養生」に見える健康への取り組みにつながるものであり、長与の言葉では「各箇銘々ノ養生」であった。そして「之方(70)法（各自衛生）——筆者注）十分ニ行届クトキハ公衆衛生法ハ無益」となるとするも、「世ノ開明」により人々の生活形態は変化し、⁽⁷¹⁾外国との交際が進展することでコレラなど感染症の流行に遭遇すれば「各自衛生」のみでは健康の実現が困難となることから「公衆衛生」が重要となり、これを進める際に用いられるのが「衛生法」であった。ここでの長与の立場は「世情一般単ニ衛生法ト称スルモノハ率子此公衆衛生法」であった。「各自衛生」の重要性は認めながら「公衆衛生」の普及に特に力を入れたとしたのである。⁽⁷²⁾

長与の理解では「公衆衛生法」は「多クハ政府ノ法律トナリテ社会ニ行ハルルモノ」であった。⁽⁷³⁾長与は、法の

運用に携わる行政を通じた「健康保護」を「公衆衛生」の効果とするのであるが、人々が「法律ノ行否ハ直チニ自家ノ利害ニ的切ナルコトヲ会得」することができなければ、「如何ナル善美ノ法律アリトモ到底其（感染症対策等―筆者注）成績ヲ収ムルコト」は困難となった。そこで「公衆ニ衛生ノ思想ヲ浹治セシムル」ことを「一大要旨」として大日本私立衛生会、さらにはその「支会」の立ち上げに奔走したのである。⁽⁷⁴⁾

各地での「支会」への関心の高まりは、例えば大阪を見るならば、すでに大日本私立衛生会の創設準備の中で、明治一六年二月、同会規則が公開・頒布されたときには確認されていたという。⁽⁷⁵⁾その後、大日本私立衛生会が明治一六年五月に活動を開始すると、その年の一〇月には大日本私立衛生会大阪支会（以下、大阪支会とする）が発会式を執り行った。⁽⁷⁶⁾また関東でもその翌年には大日本私立衛生会埼玉支会（以下、埼玉支会とする）が活動を開始する。⁽⁷⁷⁾

大阪支会の発会式の模様を見れば、大日本私立衛生会第一回総会の際に示された佐野たちの見解同様、「一国人其身健全ナラサレハ国以テ富強ナル能ハス一家ノ繁栄一国ノ富強其源ヲ衛生ニ資ラサルナシ」として人々の健康と国の「富強」が関係しているとされ、これを実現するには「衛生ノ法豈一日モ忽諸ニ付スヘケンヤ」として「衛生ノ法」が必要となるとした。⁽⁷⁸⁾政府においては中央の「衛生局」や町村の「衛生吏員」などが設置されたように行政組織に着目すれば「遺スコト無ク衆庶ヲ保護スルノ道至レリ尽セリ」としながらも「布ク所ノ法令定ムル所ノ規則皆公衆衛生ニ止テ自己ノ衛生ニ及ホスコト能ハス」との課題があることも認めていた。ここでは「自己ノ衛生ヲ拡充」するためには「人民互ニ此法（「衛生ノ法」―筆者注）ヲ講究スル」ことが求められねばならなかった。⁽⁷⁹⁾大阪支会の目指すところのものは「衛生ノ法」の普及であり、その行きつく先は「自己ノ衛生」に見える各自の健康の実現であった。

一人ひとりの健康の実現ということになった時、長与の唱える「各自衛生」と「公衆衛生」が再び想起される。

大日本私立衛生会第一回總會において長与は「各自衛生」の限界と「公衆衛生」の必要性を強調し「衛生法」と「公衆衛生」の関係性について注目していたが、しかしここにおいて「公衆衛生」は「各自衛生」よりも人々の「健康保護」に有益であるとしていたわけではなかった。明治一七年、埼玉支会発会式に臨んだ長与の見解を見てみよう。⁽⁸⁰⁾

(前略) 人々自衛ノ道理ヲ心得テ過不及ヲ制スルニ非サレハ油尽キテ燭滅シ智窮リテ体耗スルノ害ハ啻ニ憂虞スヘキノミナラス歴々其證ヲ実験スルカ故ニ私立ノ会ヲ以テ普子ク其注意ヲ人々ニ點醒セントス是レヲ本会設立ノ第一因ナリトス……(中略) ……之等(コレラなど)筆者注)ノコトヲ防カンニハ政府ノミニ依頼スヘカラス又如何程郡村吏員巡查等ニテ注意アルトモ一人ノ不注意者アレハソレカ為メニ数万人ニ毒ヲ流スコト……(中略) ……狂人ト同居スル有様ニテ実ニ不安心ノ至リナレトモ其悪意ニ出テサル以上ハ亦咎ムヘキニアラス実ニ迷惑千万ナルコトナリ故ニ「コレラ」病ハ斯様ナル毒アリテ最モ恐ルヘキ者ト云フコトヲ互ニ相知リ合フ様ニ為ス杯ノコトハ私立衛生会ノ主トシテ力ヲ尽スヘキ所ナリ之ヲ本会設立ノ二因ナリトス

「人々自衛ノ道理ヲ心得テ過不及ヲ制スル」ことを「支会」設立の「第一因」とし、感染症の恐ろしさをお互いが理解できるようにすることを「二因」としているように、長与は「公衆衛生」のみならず「自衛」、すなわち前近代からの系譜にある「各自衛生」の進展を期すべく、「支会」を通じて「衛生の思想」を広めることが重要としていたのであった。加えて長与は「支会」の効用について以下の点も取り上げていた。⁽⁸¹⁾

単ニ席上ノ談話討論ニ止マラスシテ直チニ其益ヲ自家ノ事物ニ就キ実験スルノ便アリテ該会功用ノ及フ所ハ却テ東京本会ニ優ルモノアルヘシ

「各自衛生」と「公衆衛生」を通じた「健康保護」の実現には実践が重要とするものであり、この点については「支会」は「東京本会ニ優レルモノ」とする。「公衆衛生」だけでなく「各自衛生」の進展についても、長与は人々に放任するのではなくこれを浸透させるための仕組みの必要性を理解しており、この点について特に「支会」の活動に注目していたのである。長与は「各自衛生」と「公衆衛生」、そしてこれらの「実験」を「私立衛生会」の活動に求めながら内務省衛生局の責任者として内務省衛生行政の形成を進めたのであった。

5 おわりに

長与専齋によって行政活動を通じた「健康保護」の仕組みづくりが模索される中、明治七年の医制では「健康保護」のための権能を政府に認め、地方の衛生行政においては「医務取締」を置くこととされた。衛生行政のための政府の権能とその運用はまず医制を通じて進むべき方向性が示されたのである。

医制制定の翌年には衛生事務は文部省から内務省に移管され、長与は初代内務省衛生局長に就任し、その陣頭指揮を執ることとなる。明治九年には岩倉遣外使節団の際に見聞した米国の衛生行政に再び触れる機会をもち、帰国後、自身の衛生行政構想である「衛生意見」を認めたが、この構想の具体化に取り掛かろうとした矢先、コレラの流行に見舞われ、対応を余儀なくされる。

長与が「衛生意見」を用意していた頃、愛知県名古屋の地で後藤新平は西洋医学の修養に励みながら「衛生警察」にも関心を抱くようになっていた。後藤は病気の治療はもとより病気やけがをしなくて済むような活動が必要であるとしたのである。長与と後藤は同時期に異なる場所において医学等学術上の知見と行政を活用した「健康保護」の実現を図っていたのであった。

明治一〇年のコレラの流行に引き続き明治一二年には再びコレラが流行するも、それまでの経験を踏まえながら同年七月、医学等学術上の知見を政策に反映させるべく中央衛生会を開催し、コレラの流行が終息する同年暮れには地方長官の諮詢機関として地方衛生会、衛生行政のライン系統の組織として府県の衛生課や町村の衛生委員の設置を実現した。ここに医学等学術上の知見を踏まえた感染症対策等は内務省を司令塔として各地域に適用することが可能となったが、長与をはじめ内務省衛生行政に関係をもつ立場からは、内務省の衛生行政への人々の理解と協力が必要であるとの見解ももたれるようになっていった。

中央政府において長与たちは感染症対策等に取り組みのであったが、この間、名古屋の地で活躍する後藤も人々との健康への取り組みに関する情報の共有が「衛生警察」の効果を高めるということを認め、「愛衆社」の活動を始めていた。そしてこの後藤の活動は長与が尽力した大日本私立衛生会の創設が実現すると全国化していった。

大日本私立衛生会創設の経緯や組織等については、『大日本私立衛生会規則』によれば同会の創設を支持する「首唱者総代」は陸海軍や警察のみならず文部省や宮内省の官僚や化学の専門家なども含めた従前の指摘よりも多彩な人脈を擁した「官」主導によるものであった。また「名称」、「名誉会員」、「役員」、「審事委員」など同会を運営していくうえで重要な事柄が、明治一六年二月の時点ですでに決められ、人々に公開されていた。すなわち明治一六年二月には同会の名称を「大日本私立衛生会」とし、一般会員のみならず「名誉会員」、そして専門の知見を踏まえながら「健康保護」への取り組みについて取り上げることができるよう「審事委員」を予定していたのであった。さらにその「支会」のことについてもこれまで等閑に付されてきたが、ここに改めて明治一六年四月にはすでに「支会」を順次創設するということとなっていたことが判明する。『大日本私立衛生会規則』により同会がいかなる人脈により支持され、いかなる規則を持って船出を果たしたのかを確認することができる。

といえよう。

規則が明らかにされ大日本私立衛生会やその「支会」が立ち上げられていくと、この新たな「私立衛生会」の活動に参加しながら長与は、「健康保護」には「各自衛生」と「公衆衛生」があるとし、これらの効果を高めるためには人々の理解と協力を得るべく「衛生の思想」を広めることが求められるとした。「世ノ開明」に従い「各自衛生」の限界と「公衆衛生」の必要性が高まるとする長与にあつて、いかに「衛生法」を広めるかに関心を寄せるのであるが、これと同時に「健康保護」のための「各自衛生」の重要性についても大いに認めていた。とりわけ長与の「支会」での議論を通じて注目されるのは「各自衛生」を人々に放任するのではなく、その実践につながるような仕組みが必要であるとしていた点である。そして「各自衛生」と「公衆衛生」を人々の実践にまでつなげるという場合には、「支会」は「東京本会ニ優レルモノ」と評価した。

内務省衛生行政の形成には中央衛生会や府県の衛生課の設置など行政組織の整備のみならず「官民の融和」が必要とする長与の構想は、柴田承桂や後藤新平など長与の支持者たちが長与とともに尽力したことで大日本私立衛生会及びその「支会」の創設という形で具体化され、「公衆衛生」、さらには「各自衛生」の普及を実践を伴いながら促進するということが期待されたのであった。

〔付記〕 本稿は二〇二一年度三菱財団人文科学研究助成（「長与専齋と内務省の衛生行政―大日本私立衛生会の活動を手がかりとして」）の研究成果である。

- (1) 拙著『長与専齋と内務省の衛生行政』慶應義塾大学出版会、二〇二一年。
- (2) 拙著『長崎偉人伝 長与専齋』長崎文献社、二〇一九年、一三―三七頁。

- (3) 小川鼎三・酒井シヅ校注『松本順自伝・長与専斎自伝』平凡社、二〇〇八年、一三四頁。
- (4) 拙稿「長与専斎―近代日本衛生事業の提唱者―藤原書店編集部編『近代日本を作った一〇五人―高野長英から知里真志保まで』藤原書店、二〇二三年、一六一頁。
- (5) 瀧澤利行『近代日本健康思想の成立』大空社、一九九三年、一三七頁。
- (6) 赤司友徳「衛生」山口輝臣・福家崇洋『思想史講義』（明治編Ⅰ）ちくま新書、二〇二二年、二九六―二九八頁。
- (7) 笠原英彦・小島和貴『明治期医療・衛生行政の研究―長与専斎から後藤新平へ』ミネルヴァ書房、二〇二一年等。
- (8) 「衛生局第三次年報」（明治一〇年七月―十一年六月）内務省衛生局（復刻版）『明治期』衛生局年報』（一）東洋書林、一九九二年所収。
- (9) 阪上孝は公衆衛生を「健康という日常生活にかかわりの深い場面で、公共の領域を作り出し個人を社会化する役割をはたすべき観念」とし、これの近代日本における展開を跡付けるべく大日本私立衛生会の言説に着目する（阪上孝「公衆衛生の誕生―『大日本私立衛生会』の成立と展開―」『経済論叢』（二五六―四）、一九九五年、一―二七頁）。
- (10) 笠原英彦「明治十年代における衛生行政―後藤新平と『日本的』衛生概念の形成―」『法学研究』（七〇―八）、一九九七年、一―二二頁。
- (11) 『大日本私立衛生会雑誌』に基づく「私立衛生会」論として財団法人日本公衆衛生協会編『公衆衛生の発達―大日本私立衛生会雑誌抄』財団法人日本公衆衛生協会、昭和四二年がある。
- (12) 前掲『松本順自伝・長与専斎自伝』、一三三―一三五頁。
- (13) 笠原英彦『日本の医療行政―その歴史と課題』慶應義塾大学出版会、一九九九年、三二―三六頁など。
- (14) 長与専斎「衛生意見」『大久保利通文書』国立国会図書館県政資料室所蔵。
- (15) 現実の行政現象においてスタッフ系の組織とライン系の組織は必ずしも峻別されるわけではない（西尾勝『行政学の基礎概念』東京大学出版会、一九九〇年、八一―八四頁）。
- (16) 内閣記録局編（石井良助・林修三復刻版監修）『法規分類大全』衛生門（一）原書房、一九七九年、六三―六四頁。
- (17) 北岡伸一『後藤新平―外交とビジョン』中公新書、昭和六三年、八―一一頁など。

- (18) 拙稿「名古屋時代の後藤新平」別冊『環』(二二八)、二〇二三年。
- (19) 後藤新平「健康警察医官ヲ設クベキノ建言」『後藤新平文書』マイクロフィルムR9。
- (20) 後藤新平「愛知県ニ於テ健康警察医官ヲ設クベキノ概略」『後藤新平文書』マイクロフィルムR9。
- (21) 「健康警察医官ヲ設クベキノ建言」については「コレラなど伝染病に対しては流行の都度の場合たり対策ではなく、日常社会に恒常的に存在する病因を根源から除去する諸々の手だてを行政権限によつて遂行する「健康警察医官」—衛生行政専門医官—が愛知県、引いては日本全体に設置されなければならない」とされるものと紹介される(田中英夫『御雇外国人ローレットと医学教育—愛知県公立医学校における新ウィーン学派医学の受容—』名古屋大学出版会、一九九五年、二二一—二三四頁)。
- (22) 前掲「健康警察医官ヲ設クベキノ建言」。
- (23) 前掲「健康警察医官ヲ設クベキノ建言」。
- (24) 鶴見祐輔(一海知義・校訂)『決定版』世伝 後藤新平(一) 藤原書店、二〇〇四年、三三七—三四八頁。
- (25) 「東行ノ概表」『後藤新平文書』(マイクロフィルムR9)。
- (26) 前掲「愛知県ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」。
- (27) 前掲『決定版』正伝 後藤新平(一)、三四〇—三四四頁。
- (28) 前掲『決定版』正伝 後藤新平(一)、三五五—三五六頁。
- (29) 前掲「愛知県ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」。
- (30) 前掲『決定版』正伝 後藤新平(一)、三五五—三六七頁。
- (31) 前掲「名古屋時代の後藤新平」、九一—九三頁。
- (32) 「愛衆社関係」『後藤新平文書』(マイクロフィルムR9)。
- (33) 前掲「愛衆社関係」。
- (34) 前掲「愛衆社関係」。
- (35) 前掲「愛衆社関係」。
- (36) 太田實「創立事務ノ報道」『大日本私立衛生会雑誌』(一)、明治一六年六月、一八—一九頁。

- (37) 前掲『長与専齋と内務省の衛生行政』、九七～一二三頁。
- (38) 前掲「創立事務ノ報道」、一九頁。
- (39) 前掲「創立事務ノ報道」、一九頁。
- (40) 『大日本私立衛生会規則』大日本私立衛生会、明治一六年。本資料は「明治一六年二月発行で本文一五頁のものに、明治一六年四月再刊の『大日本私立衛生会規則追加』一枚(一二頁分)を加えて貼った」ものである (<http://www.meitanju-tokyo.ac.jp/detail/8393>)。拙稿「大日本私立衛生会とその『支会』の規則」『桃山法学』(四〇)、二〇一四年、一二五～一三六頁。
- (41) 前掲「大日本私立衛生会規則」、二頁。
- (42) 前掲「創立事務ノ報道」、一八～一九頁、前掲『公衆衛生の発達—大日本私立衛生会雑誌抄』、二二頁等。
- (43) 『大日本私立衛生会一覽』でも「大日本私立衛生会沿革略及事業成績ノ一斑」において大日本私立衛生会の創設経緯がまとめられている(『大日本私立衛生会一覽』大日本私立衛生会、明治二八年、一～一〇頁)。
- (44) 前掲『長崎偉人伝 長与専齋』、一三一～一七五頁。
- (45) 清水辰太編『海軍軍医会五十年史』海軍軍医会、一九三二年。
- (46) 福沢諭吉に入門。幕末維新期には幕府の医学所に席を置き松本順の薫陶を受け、外務省に転じる。明治一八年には東京府知事、明治一九年、帝国大学総長となる(『東京大学百年史編集室「渡邊洪基の略歴」』『渡邊洪基史料目録』、昭和五二年、三頁、瀧井一博『渡邊洪基—衆智を集むるを第一とす』ミネルヴァ書房、二〇一六年、三二九～三三八頁、昭和五二年、三頁、瀧井一博『渡邊洪基—衆智を集むるを第一とす』ミネルヴァ書房、二〇一六年、三二九～三三八頁)。
- (47) 前掲『長崎偉人伝 長与専齋』、二四～三七頁。日本薬局方の編纂など明治期医療・衛生行政の形成に池田謙斎や長与専齋、三宅秀などともに与った(日本薬局方公布五十年記念祝賀会編『日本薬局方五十年史』日本薬局方公布五十年記念祝賀会、昭和十一年、一二六頁)。
- (48) 「故足立君の小伝」『警察新報』(一六) 警察新報社、一八九二年、四二～四五頁、『官報』(一八九一年八月一日)、一一八頁。
- (49) 田崎治久『日本之憲兵』軍事警察雜誌社、大正二年、二三九～五一六頁、松下芳男『軍事史物語』国民図書協会、昭和一四年、一三六～一三七頁。

- (50) 杉村幹『警視總監物語』警友社、昭和一五年、二二〇―二九頁。
- (51) 『勅奏任官職員録』(明治一六年三月改正)、明治一六年、一六一頁。
- (52) 奥谷松治『品川弥二郎伝』高陽書院、昭和一五年。
- (53) 『中央衛生会年報』(第一次〜第四次)。
- (54) 大霞会編『内務省史』(第三卷) 原書房、昭和五五年、二四三頁。
- (55) 池田忠五郎『新内閣列伝』斯文館、明治二二年、七〇〜七四頁、大日本私立衛生会「本会歴代の会頭」『大日本私立衛生会雑誌』(四五五)、口絵、笠原英彦『明治国家と官僚制』芦書房、一九九一年等。
- (56) 道家達将「科学風土記 わが街の化学史跡 五 幕末・明治初期の化学技術者・宇都宮三郎ゆかりの地を訪ねて」『科学と教育』(三九一)一、一九九一、五五〜五六頁、竹内清和「宇都宮三郎年譜」名古屋郷土文化会編『郷土文化』(四五―二)、一九九〇年、二二〜二九頁。
- (57) 高橋眞司「九鬼隆一(上)」『福澤諭吉年鑑』(八)、福沢諭吉協会、一九八一年、九九〜一三九頁。
- (58) 前掲「公衆衛生の誕生―『大日本私立衛生会』の成立と展開―」、六頁。
- (59) 『大日本私立生成会雑誌』(四二)、明治一九年。
- (60) 瀧澤利行「大日本私立衛生会の民族衛生観」『民族衛生』(五七―五)、一九九一年、二〇四〜二〇五頁。
- (61) 後藤新平「内国衛生景況一般」『大日本私立衛生会雑誌』(二)、明治一六年七月、八〜一〇頁。
- (62) 前掲「松本順自伝・長与専齋自伝」、一七七〜一七九頁。
- (63) 前掲『大日本私立衛生会規則』、一五〜一六頁。
- (64) 長与専齋「発会祝詞」前掲『大日本私立衛生会雑誌』(二)、一二頁。
- (65) 太田實「創立事務ノ報道」前掲『大日本私立衛生会雑誌』(二)、二〇頁。
- (66) 「大日本私立衛生会規則追加」前掲『大日本私立衛生会規則』所収。
- (67) 「大日本私立衛生会発会紀事畧」前掲『大日本私立衛生会雑誌』(二)、一頁。
- (68) 佐野常民「祝詞」前掲『大日本私立衛生会雑誌』(二)、三〜七頁。
- (69) 長与専齋「発会祝詞」前掲『大日本私立衛生会雑誌』(二)、八〜一二頁。

- (70) 瀧澤利行『健康文化論』大修館書店、一九九八年、六一頁。
- (71) 「世ノ開明ニ赴クニ随ヒ交通漸ク盛ニ工業漸ク興リ都府ノ群衆稠密ヲ加ヘ学校ノ課程繁劇ヲ増シ総テ開明ノ事業ト称スルモノハ皆健康ヲ害スルノ原因タラザルハナシ」とした(前掲「発会祝詞」、八頁)。
- (72) 「人身ノ健康保全ノ道ヲ論スルモノ即チ百病ノ本源ヲ推究シ之レヲ撲滅予防スルノ方法ヲ講スルモノ之レヲ衛生論トイヒ之レヲ実地ニ施行スルモノ之レヲ衛生法ト云フ衛生法ニ公衆私巳ノ區別アリ公衆衛生法ハ一個人自衛ノ及サル所ニ就テ多数人民ノ健康ヲ保護愛有スルヲ目的トナスモノニシテ法律ヲ設ケテ伝染病者ヲ隔離シ消毒法ヲ行フテ病勢ヲ未タ隆ナラサルニ挫キ或ハ用水ノ改良ヲ図リ下水ノ流通ヲ善クシ或ハ地方病ノ原因ヲ探究シテ之レカ予防ノ策ヲ講スル等総テ行政部内ニ属スルモノヲ云ヒ私巳衛生法ハ之レニ反シテ行政部ノ関涉ヲ受ケス各人任意ニ自衛ヲ専ラトスル者ニシテ汚衣粗食ヲ戒メ不潔ノ家屋ニ住セヌ努メテ新鮮ナル大氣ヲ呼吸シ皮膚ヲ清潔強固ニシ又能ク身体ヲ運動シテ精神ヲ活発ナラシメ以テ外来ノ浸襲ヲ防禦シ自巳ノ健康ヲ保護スルヲ云フ」として「衛生法」を「公衆私巳」の領域において用いる議論もあった(澄川恭民「衛生概論」『麻布衛生会雑誌』(一)麻布衛生会、明治二〇年一〇月、十一〜一七頁)。
- (73) 前掲「発会祝詞」、一〇頁。
- (74) 「支会ハ衛生会活動ノ地方における拠点として非常に大切な組織であつた」とされる(前掲「公衆衛生の發達」大日本私立衛生会雑誌抄、五八頁)。
- (75) 桑原高聰「大阪支会創立事務の報道」大日本私立衛生会大阪支会編纂『大日本私立衛生会大阪支会報告第壹号』、明治一六年十一月、三〜七頁。
- (76) 「大日本私立衛生会大阪支会発会紀事概要」前掲『大日本私立衛生会大阪支会報告第壹号』、一頁。
- (77) 明治一七年一二月二〇日には大日本私立衛生会埼玉支会編纂『埼玉衛生雑誌』(第壹号)が發刊された。
- (78) 建野郷三「会頭ノ祝文」前掲『大日本私立衛生会大阪支会報告第壹号』、七〜八頁。
- (79) 深瀬和直「副会頭ノ祝文」前掲『大日本私立衛生会大阪支会報告第壹号』、九〜一一頁。
- (80) 長与専齋講演ノ若林珥藏筆記「大日本私立衛生会設立ノ主意」前掲『埼玉衛生雑誌』(第壹号)、一九〜二二頁。
- (81) 前掲「大日本私立衛生会設立ノ主意」、一二頁。